



【国交省】建設業の人材確保・育成に向けた令和7年度予算案の概要

今回の日合商解説（vol.99）では、国土交通省から発表された「建設業の人材確保・育成に向けた令和7年度予算案の概要」について解説します。毎年8月下旬、各府省庁が財務省に対して次年度に必要な経費を要望する予算概算要求。この概算要求を読み解いていくことで、政府全体の政策方針や重点分野が見えてきます。今回は人手不足が叫ばれている建設業の「人材確保・育成」について詳しく見ていきます。

INDEX

- ① 若者や女性の建設業界への入職・定着促進へ
- ② 建築業界における人材確保①
- ③ 建築業界における人材確保②
- ③ 建築業界における人材育成

① 若者や女性の建設業界への入職・定着促進へ

現在、建設業の技能者のうち、60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%となっています。建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっています。

今回の予算案の概要では、「特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である」と明記されている通り、建設業界は労働環境の改善を包括的に進めていくことが不可欠です。中長期的かつ持続的な人材の確保・育成には、若者や女性が働きやすい環境の整備が必要です。特に処遇改善や働き方改革は、建設業界が魅力的なキャリア選択肢であると感じてもらうための鍵となります。

また、国土交通省と厚生労働省は、業界団体が技能者の処遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の普及促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めていくこととしています。

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum



② 建築業界における人材確保①

「働き方改革等による建設業の魅力向上」と題した以下の7つのトピックスに重点を置き、建築業界における人材確保を促進することが明記されています。

1. 働き方改革の推進

令和6年4月から建設業にも罰則付きの時間外労働上限規制が適用されました。これに伴い、労働環境の改善と働き方改革を進めるために、適正な工期設定の実態調査が行われ、週休2日制度を反映した工期設定が周知・啓発されます。この取り組みは、労働者が無理なく働ける環境を整えることを目指しています。

2. 生産性向上の促進

建設業の生産性を向上させるため、特に地域の建設業が災害対応において効果的に取り組めるよう、調査と普及啓発が行われます。これは、建設業界全体の効率性と競争力を高めるための施策です。

3. 技術者の担い手確保

技術者の効率的な配置や建設業法に基づく国家試験の効率化・電子化に関する調査が行われます。これにより、将来の建設業を支える人材を確保し、労働環境を整備することが目指されています。

4. 地方の入札契約改善

令和6年度に適用された労働時間上限規制に対応し、公共工事の円滑な施工を確保するため、地方自治体の入札契約の改善が進められます。これにより、公共工事を担う事業者が適正な利益を得られる環境が整えられます。

5. 建設キャリアアップシステムの普及

労働者の処遇改善を目的として、一人親方問題に対する実効性のある施策が検討されます。また、一人親方を適切な契約関係に導くための説明会が行われる予定です。これにより労働者の安定した雇用環境が促進されます。

6. 安全・健康の確保

建設職人の安全と健康を守るため、建設業における労働災害の撲滅を目指し、安全衛生経費が下請事業者適切に支払われるよう、調査と戦略的広報が行われます。これにより、安全で健康的な労働環境が整備されます。

7. 女性・若者の入職・定着促進

建設業界が男女問わず誰もが働きやすい環境を目指し、5か年計画が策定され、施策が推進されてきました。令和6年度までの計画を総括し、次期行動計画の策定に向けた検討会が実施されます。これにより、将来的に安定した労働力を確保することが期待されます。

③ 建築業における人材確保②

また、人材確保については以下のトピックスについても明記されています。

1. 効率的な建設工事の促進

令和6年4月からの時間外労働規制に対応し、効率的な施工を促進するモデル事業と普及啓発が行われます。これにより、建設現場での働き方改革と生産性向上を目指します。

2. 建設事業主への助成金支援

中小建設事業主の雇用管理改善や人材育成を支援するため、経費や賃金の一部が助成されます。特に建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進に向け、技能者登録料や手続き支援、カードリーダー導入への助成が行われ、CCUS登録者の賃金助成額は令和6年度末まで1.1倍に増額されます。

3. 「つなぐ化」事業

若年者の建設業への理解と定着を促進するため、高校や高専の先生・生徒と建設業界を結ぶ出前授業や現場見学会を実施し、次世代の担い手確保を目指します。

4. ハローワークでの人材マッチング支援

建設業を含む雇用吸収力の高い分野での人材マッチング強化のため、ハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、求人者への助言や求職者への相談を強化します。また、CCUS制度を普及し、登録済み求人情報を提供して応募を促進します。

④ 建築業における人材育成

以下の支援策は、中小建設事業主を中心に、人材育成と技能向上を促進し、業界全体の成長を支えることを目指しています。

1. 大工技能者等の担い手確保・育成支援

木造住宅の生産体制を整えるため、民間団体による大工技能者の確保・育成を支援します。特に、中小工務店のDX推進と労働環境改善の取り組みを重点的に支援し若手技能者の育成と労働環境向上を目指します。

2. 中小建設事業主等への支援

離転職者や新卒者、未就職者を対象に、訓練カリキュラム策定から職業訓練と就職支援までを一貫して行う「建設労働者育成支援事業」が実施され人材育成と安定的な就業支援を強化します。

3. 建設分野におけるハロートレーニングの実施

建設機械の運転技能やパソコンスキルを含めたハロートレーニングを継続実施し、建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進を図るリーフレットを配布して制度を周知します。

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum

